

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則
第 30 条第 3 号へに規定するやむを得ない理由について(省エネ投資計画)

1. 省エネ投資計画を提出する年度:2024 年度

2. 2024 年度～2026 年度(3事業年度分)の減価償却額及び省エネ投資計画

事業年度	<u>2024 年度</u>	<u>2025 年度</u>	<u>2026 年度</u>	合計額
①減価償却額	5,617 万円	5,786 万円	7,375 万円	18,778 万円
②省エネ投資額	1,154 万円	-	-	-

○減価償却額に占める省エネ投資額(3年平均)の割合^{※1}:6.2%

※平均値(3事業年度分)の値が1%以上の場合に本取扱いが利用可能

3. 省エネ投資の内訳

投資事業年度	設備分類	設備名称	投資額
2024 年度	建物附属設備	高効率空調設備(本社工場)	24 万円
		支出額	110万円
		国庫補助金等※	▲86 万円
2024 年度	機械装置	太陽光発電設備(本社工場)	249 万円
		支出額	1,243 万円
		国庫補助金等※	▲994 万円
2024 年度	機械装置	太陽光発電設備(東京南工場)	8,81 万円
		支出額	4,345 万円
		国庫補助金等※	▲3,464 万円
合 計		省エネ投資額	1,154 万円
		支出額	5,698 万円
		国庫補助金等※	▲4,544 万円

4. その他

① 国庫補助金等[※]について

国庫補助金等は、「中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業助成金交付要綱(令和 5 年 5 月 18 日付 5 都環公総地第 804 号)」によるものである。この国庫補助金等の入金時期は、2025 年度を予定している。

② 減価償却額について

上記 2.の表の①減価償却額のうち 2024 年度分は、国庫補助金等控除前の帳簿原価により算定している。なお、2025 年度以降は、国庫補助金控除後の取得価額[※]により算定している。

取得価額[※]＝帳簿原価(支出額)－国庫補助金等